

第 2 期橋本創生総合戦略の改訂について

1. 国・県の動向について

国は、2023 年度から 2027 年度までを計画期間とする新たな「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（以下「新総合戦略」という）を策定した。新総合戦略では、これまで「まち・ひと・しごと総合戦略」で推進してきた「地方に仕事をつくる」「人の流れをつくる」「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「魅力的な地域をつくる」という4本柱を、デジタルの力を活用して加速化・深化させていくこととしている。

また上級庁である和歌山県が新総合計画策定に向けて動き出しており、当該計画内の実施計画（アクションプラン）が総合戦略を兼ねたものとするといった方針を打ち出している。※令和 7 年 9 月策定予定

2. 本市の改訂について

第 2 次橋本市長期総合計画後期基本計画（R5.3 月策定）において既に人口減少の克服や地方創生に向けての取組が盛り込まれていることから、今回の改訂は必要最小限にとどめ、今後市の総合戦略を次期総合計画の策定に併せて、統合することを検討していく。

【改訂ポイント】

（1）国のデジタル田園都市国家構想総合戦略（前：第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略）の改定対応

①本市 DX の推進について追記（具体的な事業については、DX 推進計画に記載）

（2）次期総合計画の策定を見据えた改訂・期間延伸

①計画期間を、現総合計画の計画期間まで（令和 9 年度）延伸を行う。

→次期総合計画で総合戦略との一体化を図る。（現在は総合計画に重点プロジェクトを設定し対応）

②総合計画後期基本計画の反映、目標、指標の修正・見直し

③R5 国勢調査後の人口推計による人口ビジョンの改訂（次期総合計画策定時に目標人口を設定）

3. 総合戦略の延伸に伴う補助金等の活用

①デジタル田園都市国家推進交付金の活用（R7 年度以降：新しい地域経済・生活環境創生交付金）

②企業版ふるさと納税制度の活用

4. 国・県・市の計画期間

